

小郡市に在住の外国人の皆様へ

外国人の住民基本台帳制度が7月から始まります!

平成24年7月9日から住民基本台帳法が改正され、中長期在留者や特別永住者の方にも適用されるようになります。それに伴い、現行の外国人登録制度は廃止されます。

○主な変更点

変更前	変更後
日本人に対しては住民票、外国人に対しては外国人登録原票に基づく証明書が、居住を証明する証明書として発行されていました。	外国人の方にも住民票が発行されるようになります。また、日本人と外国人とで構成される世帯では世帯の全員が記載された住民票の発行が可能になります。これにより外国人登録原票に基づく証明書が市町村では発行できなくなります。
引っ越しの際は、新しくお住まいになる市町村で住所変更の手続きをお願いしていました。	事前にお住まいの市町村で転出証明書を受けとり、引っ越し後には転出証明書を持って新しくお住まいになる市町村で手続きをしていただくようになります。
在留資格や期間の変更については、地方入国管理局と市町村の両方で届出が必要でした。	在留資格や期間の変更の手続きは地方入国管理局だけで済むようになります。

その他にもいくつかの変更点がありますので、詳しくは総務省及び法務省入国管理局のホームページでご確認ください。

また、小郡市では平成24年5月中旬より住民票の内容を確認していただくために、「仮住民票記載事項通知」をお送りしますので、ご協力よろしくお願ひいたします。

●●●●● ●問合せ先 市民課(1番窓口) ☎72-2111内線414 ●●●●●

住宅手当緊急特別措置事業をご存じですか

～離職によって住居を喪失又はおそれのある人へ家賃の一部を給付します～

住宅手当緊急特別措置事業とは

離職者であって就労能力及び就労意欲のある人のうち、住宅を喪失している人又は喪失するおそれのある人を対象として、住宅の確保(住宅喪失の予防)と再就職に向けた支援を行います。

住宅手当の支給対象者

申請時に次の要件全てに該当する人が対象となります。

- ①平成19年10月1日以降に離職した人 ②離職前に主たる生計維持者であった人
- ③就労能力及び常用就職の意欲があり、ハローワークへの求職申込みを行う人又は現に行っている人
- ④住居を喪失している人又は喪失するおそれがある人
- ⑤申請者及び申請者と生計を一つにしている同居の親族の収入の合計が次の金額であること。

単身世帯 8.4万円に基準家賃額を加算した額未満

2人世帯 17.2万円以内、3人以上世帯 17.2万円に基準家賃額を加算した額未満

- ⑥申請者及び申請者と生計を一つにしている同居の親族の預貯金の合計が次の金額以下であること。

単身世帯 50万円、複数世帯 100万円

- ⑦雇用施策による給付等及び地方自治体が実施する住居等困窮離職者に対する類似の給付又は貸付を、申請者及び申請者と生計を一つにしている同居の親族が受けていないこと。

- ⑧申請者及び申請者と生計を一つにしている同居の親族のいずれもが暴力団員でないこと。

住宅手当の支給額

単身世帯及び2人世帯 上限26,500円、3人以上世帯 上限34,400円

支給方法

住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者(宅建業者等)の口座へ振り込みます。

※なお、新たに住宅を借りる人は、その住宅(居住地)がある市町村が申請窓口となります。

【申請・問合せ先】 福祉課生活福祉係 ☎72-2111 内線443・444